

# 保育の充実に向けて 市や県の取り組みを紹介します

市では保育の必要な人が、不足なく保育サービスを受けられるよう取り組みを進めています。その一つが保育士確保の取り組みです。資格を持ちながら保育現場を離れている人を対象に、復職についてのアドバイスや現場体験を実施し、復職を支援します。現在復職を考えている人は教育委員会こ

ども課(☎45-1311内線345)へご相談ください。ここではそのほか、市や県が取り組んでいる保育士への支援事業を紹介します。※市では保育の充実に向けて、さまざまな事業に取り組めます。詳細は広報はなまき7月1日号でお知らせします

## ふるさと保育士確保事業補助金(花巻市)

市奨学金を返還していて、市内の認可保育園に勤務する保育士を対象に、返還額の半額を補助します。  
■対象者 次の要件を全て満たす人  
▶市奨学金を返還している人  
▶市内の認可保育園(公立以外)に保育士として勤務している人

▶昨年度の市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)に滞納がない人  
▶3カ月以内に市奨学金の返還に滞納がない人  
■補助額 返還額の半額  
■問い合わせ 教育委員会小中学校課(☎45-1131内線336)

## 県保育士・保育所支援センターの支援(岩手県:県社会福祉協議会へ委託)

県保育士・保育所支援センターでは保育士として働くことを希望する有資格者に、次の支援をしています。  
▶働き方への不安・心配事の相談を受け、希望に沿った求人情報を提供  
※来所相談は予約を優先します  
▶事前見学のコーディネート  
応募前に直接保育園を見学。業務内容を詳しく知

ることができます  
▶保育士職場体験(1日間)  
▶ほいくしカフェや潜在保育士再就職支援講座の実施  
※同センター公式フェイスブックで保育園訪問時やイベントの様子を発信しています  
■問い合わせ 県保育士・保育所支援センター(盛岡市三本柳8-1-3 ☎019-637-4544)

## 保育士就職準備金貸付制度(岩手県:県社会福祉協議会へ委託)

県内の保育所などの施設に就職する際に就職準備金の貸し付けを行っています。  
■対象者 次の要件を全て満たす人  
▶保育士登録が行われてから1年以上経過した人、または保育士登録が行われてから1年未満の人で養成施設の卒業もしくは保育士資格の合格から1年以上経過した人

▶県内の保育所などに新たに就職する人  
▶保育士として週20時間以上勤務する人  
■貸付額 40万円以内  
※県内の保育所などで2年間従事した場合は返還が免除されます  
■問い合わせ 県社会福祉協議会(盛岡市三本柳8-1-3 ☎019-637-9611)

# いじめを防ぐために

「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」



市教育委員会では「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「いじめ防止基本方針」という)を定めています。この方針に基づき、子どもたちが安心していじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組みを進めています。

## 「いじめ防止基本方針」四つの特色

### ① 社会全体で取り組む

「いじめ防止基本方針」では、市・学校・保護者・児童生徒および地域・関係機関の役割を示し、それぞれがいじめを防ぐために進んで行動することとしています。

市内小中学校、高等学校の校長や生徒指導主事で組織する「生徒指導連絡協議会」では、平成27年6月に「情報機器使用ガイドライン」(※)を策定。学校と家庭・地域が連携し、情報モラル教育の充実を図っています。  
\*スマートフォンなどの適切な使用方法として▼夜9時以降は携帯電話などの使用をやめさせ、居間などの保護者の目の届くところに

置かせる▼個人が特定される情報をアップしたり、他人を誹謗中傷したりする道具として使わせない  
▶など4項目を示しています

### ② いじめを未然に防ぐ

各学校では、子どもたちが互いに

## いじめを認知した場合の基本的な対応

—「いじめ防止基本方針」より

- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から、具体的な言動について事実確認をする
- いじめられている児童生徒の担任等のみでいじめ問題を処理・対応することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する
- 学校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に関係者で対応を協議する
- 次の場合はただちに教育委員会に口頭にて報告を行い、学校と教育委員会でも対応を検討する  
\*重大事態に発展する可能性がある場合  
\*いじめにかかわる問題と認知してからある程度の時間を要しても解決に至っていない場合  
\*当事者間や関係する児童生徒の間で、指導および対応に困難が予想される場合
- 学校長は事実に基づき児童生徒・保護者に説明する
- いじめる児童生徒には毅然とした態度で対応し、行為の善悪を理解させ、反省および謝罪をさせる
- 法を犯す行為については、ただちに警察などに連絡し協力を求める
- いじめが解決した後も、関係する保護者と継続的な連絡を行う

③ 子どもたちの取り組み  
先生から指導・支援を受けながら、子どもたちが中心となり、いじめのない学校や学級集団づくりを進めます。

各家庭には、何でも話し合える関係づくりや、子どもに悩みを抱え込ませないで相談させるような働き掛けをお願いします。

④ いじめ防止を考える日  
毎年6月1日を「いじめ防止を考える日」とし、各学校や地域において子どもたちが中心となった取り組みを行います。

## いじめ防止に地域の力を

いじめを防止するためには、地域の皆さんの協力も必要です。子どもたちが安全・安心な暮らしを送るためには、普段から地域と学校が連携して見守っていくことが大切です。

【問い合わせ】  
教育委員会小中学校課  
(☎45-1311内線333)

## 第43回 市民劇場の脚本を募集します

本市の偉人・文化や歴史などを題材とした、多くの人が参加できる2時間以内の脚本を募集します。採用された作品は、平成30年度の市民劇場で上演します。  
■応募期限 10月30日(月)  
■応募方法 縦書き右とじの用紙に書いた作品に①住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号を記入し、持参または郵送で下記へ  
※作品は未発表のものに限ります。応募作品は返却しません  
■問い合わせ・応募 文化会館(〒025-0097 若葉町3-16-22 ☎24-6511)



▶▶昨年度の市民劇場「イーハトーブ・ジャンクション」の様子。賢治の作品世界を随所に盛り込みながら、コメディ仕立ての舞台を披露しました